

直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託 条件付き公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務を委託する事業者の選定において、事業者の技術能力や意欲等を勘案し、最も適した者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

3. 提案上限額

11,980,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

13,178,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限額を超えた見積価格の提案は、失格とする。

※独自提案について、見積価格に含まれているか否かを明確にすること。見積価格に含まれない独自提案は、その旨を企画提案書に明記し、その提案を実施するために必要な経費も合わせて明示すること。ただし、独自提案も含めて提案上限額を超えないものとする。

4. 選定方法

条件付き公募型プロポーザル方式

5. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。なお、複数の事業者による共同提案は認めない。

(1) 直方市の令和8年度物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されているこ

と。

- (2) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成 30 年 3 月 29 日告示第 62 号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 平成 28 年度から令和 7 年度の間で、地方公共団体が発注する同種業務を元請けとして受注し、履行した実績を有していること。同種業務は次のとおりとする。
同種業務：小中学校の統廃合、適正規模・適正配置又は再編に係る計画の策定支援業務（「直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託仕様書」の「4.業務内容」で示す「(1)学校施設の老朽化状況把握のために必要な調査」のみの業務を除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、また民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しないこと。
 - ① 代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げるもの。以下同様)関係者である場合。
 - ② 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
 - ③ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
 - ④ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。

6. 実施スケジュール

内容	期日
公募期間	令和 8 年 4 月 7 日（火）から 令和 8 年 4 月 17 日（金）正午まで
質問受付期間 （参加意思表示書等の提出に係るもの）	令和 8 年 4 月 7 日（火）から 令和 8 年 4 月 13 日（月）正午まで
質問回答期限 （参加意思表示書等の提出に係るもの）	令和 8 年 4 月 15 日（水）まで

参加意思表明書等の提出	令和8年4月17日（金）正午まで
辞退届提出期限	令和8年4月20日（月）正午まで
一次審査実施連絡	令和8年4月20日（月）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和8年4月23日（木）
一次審査結果通知	令和8年4月24日（金）午後5時まで
質問受付期間 （企画提案書の提出に係るもの）	令和8年4月24日（金）から 令和8年4月30日（木）正午まで
質問回答期限 （企画提案書の提出に係るもの）	令和8年5月1日（金）まで
企画提案書等の提出期限	令和8年5月13日（水）正午まで
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年5月14日（木）
選定結果通知	令和8年5月19日（火）午後5時まで

7. 事前説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問票（様式6）を提出すること。

8. 質問の受付

（参加意思表明書等の提出に係ること）

参加意思表明書等の提出に係る質問がある場合は、次のとおり質問票（様式6）により提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期限 令和8年4月7日（火）から令和8年4月13日（月）正午まで

(2) 提出先 「20 問い合わせ先（担当部署）」に同じ。

(3) 提出方法 質問票（様式6）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。

電子メールの件名は、「計画策定支援業務委託に関する質問（参加意思表明書等関連）」とする。送信後は「20 問い合わせ先（担当部署）」に電話で受信確認を行うこと。

(4) 回答方法 期限までに受付した全ての質問について、質問票を提出した事業者及び参加意思表明書（様式1）を提出した全ての事業者へ、電子メールにより回答する。質問を行った事業者名は公表しない。なお、質問票（様式6）に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取扱うこととする。

(企画提案書等の提出に係ること)

企画提案書の提出に係る質問がある場合は、次のとおり質問票(様式6)により提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年4月24日(金)から令和8年4月30日(木)正午まで
- (2) 提出先 「20 問い合わせ先(担当部署)」に同じ
- (3) 提出方法 質問票(様式6)に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。
電子メールの件名は、「計画策定支援業務委託に関する質問(企画提案書等関連)」とする。送信後は「20 問い合わせ先(担当部署)」に電話で受信確認を行うこと。
- (4) 回答方法 期限までに受付した全ての質問について、二次審査対象者へ、電子メールにより回答する。質問を行った事業者名は公表しない。なお、質問票(様式6)に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正として取扱うこととする。

9. 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意思表明書等の関係書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加意思表明書(様式1)
 - ② 会社概要書(様式2)
 - ③ 実績調書(様式3)
- (2) 提出期限 令和8年4月17日(金)正午まで
- (3) 提出先 「20 問い合わせ先(担当部署)」に同じ。
- (4) 提出方法 電子メール(PDF形式)にて送信すること。送信後は「20 問い合わせ先(担当部署)」に電話で受信確認を行うこと。電子メールの件名は、「計画策定支援業務委託参加表明」とする。

10. 参加辞退

参加意思表明書の提出後に辞退する場合は、令和8年4月20日(月)正午までに、辞退届(様式5)を電子メールで提出すること。送信後は「20 問い合わせ先(担当部署)」に電話で受信確認を行うこと。なお、参加辞退により、

以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

11. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書（任意様式）・・・7部

※「企画提案テーマについて」に沿って作成すること。

② 見積書（様式4）及び見積内訳書（任意様式）・・・1部

※見積金額の記載はアラビア数字を用い、「¥」マークを付すこと。

(2) 提出期限 令和8年5月13日（水）正午（必着）まで

(3) 提出先 「20 問い合わせ先（担当部署）」に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送

持参の場合：開庁日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

（5月13日の場合は正午までに持参すること。）

郵送の場合：配達記録の残るもの（郵便局による一般書留、簡易書留又は総務省の許可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便）にて提出すること。

(5) 疑義照会 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

12. 企画提案書作成要領及び作成上の留意事項

(1) 様式

① 企画提案書は「A4判縦型・横書き・長辺左綴じ」とする。図表等で必要な場合はA3判を織り込んでも差し支えないが、A4判に折って綴じこむこと。

② 提案書の表紙には、次の事項を記載すること

(ア) 提案書表題：「直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託」に関する企画提案書

(イ) 企画提案者名（下記(2)-④の留意事項を参照すること）

(ウ) 提出日

③ 提案書には各項目及びページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示及び当該ページ番号）を記載すること。

(2) 企画提案書作成上の留意事項

- ① 「直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託仕様書」の内容を反映した提案を行うこと。
- ② 「企画提案テーマについて」のテーマごとに具体的な提案を行うこと。
- ③ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に、平易な表現を用いてわかりやすく記述すること。
- ④ プレゼンテーション時には公平性の確保のため、企画提案者の事業者名を伏せて審査を実施する。そのため、提案書表紙に記載する企画提案者名については、参加意思表明書到着後に当市が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載しないこと。

(3) 企画提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用はすべて、事業者が負担すること。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 企画提案書等の著作権は作成者に帰属するが、当市が審査や報告等のために必要な範囲において、無償で使用できるものとする。
- ② 企画提案書等の提出後における内容の追加・変更や再提出は認めないものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、企画提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、直方市情報公開条例（平成31年3月22日条例第3号）の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないよう留意すること。

13. 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加意思表明書等の提出者（以下「参加表明者」という。）が、6者以上となった場合は、一次審査（書類審査）を行い、二次審査対象者を5者選定するものとする。参加表明者が5者以下の場合は、一次審査は実施せず、二次審査のみ行う。一次審査は、「14. 評価方法」に基づき「直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務プロポーザル評価委員会」（以下「評価

委員会」という。)が審査し、二次審査対象者を決定する。日程等は下記のとおりとする。

① 一次審査の有無の連絡

一次審査を実施する場合は、令和8年4月20日(月)午後5時までに電話にて連絡する。なお、実施しない場合については、電話連絡を行わない。

② 実施日

令和8年4月23日(木)

③ 結果通知

令和8年4月24日(金)午後5時までに審査結果を二次審査対象者へのみ、電話にて連絡する。後日、参加表明者全員に電子メールにより通知する。

④ 審査内容に対する問い合わせ及び意義申し立て

参加表明者は一次審査の実施後、不知又は内容の不明を理由としての問い合わせ及び異議申し立てをすることはできない。非選定理由の説明を請求する場合には、「15.審査結果 (2)非選定理由の照会」に記載の方法によること。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

二次審査対象者である提案事業者(失格者を除く。)について、評価委員会が「14.評価方法」に基づき審査・採点し、総合点が最も高い事業者を委託予定事業者として1者選定する。日程等は下記のとおりとする。

① 実施日

令和8年5月14日(木)

② 実施場所

直方市役所 5階 502会議室

③ 出席者

1提案者につき3名以内

④ 審査時間

- ・提案者からの提案説明時間：20分以内
- ・質疑応答時間：10分程度

⑤ 留意事項

(ア) 提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施すること。

- (イ) 二次審査の時間については、令和8年5月13日(水)午後5時まで
に提案事業者へ電子メールにて連絡する。なお、提案事業者のプレゼンテーションの順番については、参加意思表明書の受付順とする。
- (ウ) パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案及び説明を行う場合は、提案事業者が機材等を持参すること。なお、スクリーンの代替として、会場の壁面に投影することも可とする。
また、延長コードについては市が準備をする。
- (エ) 機材等の設定及び撤収に要する時間は、審査時間に含めない。
- (オ) プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

14. 評価方法

(1) 一次審査(書類審査)

- ① 一次審査における評価は、本実施要領「9. 参加意思表明書等の提出」に係る書類に基づき審査する。
- ② 評価項目及び評価項目ごとの配点については、「直方市学校規模適正化実行計画策定支援業務委託プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)の「別表1」のとおりとする。
- ③ 上記②で評価した総合点(各委員の評価の合計点)が高い順の5者を二次審査対象者として選定する。ただし、総合点が満点の60%を下回る場合は、選定しないものとする。
- ④ 審査結果の総合点が高い順から5者以内の提案事業者が、同点で複数あった場合には、これらの提案事業者についてのみ、審査項目の「業務体制」の得点の合計が高い者を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより一次審査通過者を選定する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

- ① 二次審査における評価は、本実施要領「11. 企画提案書等の提出」に係る書類及びプレゼンテーションの総合評価によって行う。
- ② 評価項目及び評価項目ごとの配点は、「審査基準 別表2」のとおりとする。
- ③ 見積金額の評価は、 $\text{得点} = \text{配点} \times (\text{提案上限額} - \text{提案額}) \div (\text{提案上限額} - \text{最低提案額})$ とする。(小数点以下第1位を四捨五入)

「審査基準 別表3」のとおり

- ④ 上記②及び③で評価した総合点（各委員の評価の合計点）が最も高い者を委託予定事業者として選定する。ただし、総合点が満点の60%を下回る場合は、委託予定事業者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- ⑤ 提案事業者が1者の場合であっても、審査会を開催し、選定を行う。なお、総合点が満点の60%を下回る場合は、その企画提案を採用せず、委託予定事業者を選定しないものとする。
- ⑥ 審査結果の総合点が最も高い提案事業者が同点で複数あった場合には、これらの提案事業者についてのみ、審査項目の「業務内容(2)(3)の内容」の得点の合計が高い者を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより委託予定事業者を選定する。

15. 審査結果

(1) 通知・公表

委託予定事業者選定後、提案事業者全員に選定又は非選定の結果を令和8年5月19日（火）に電子メールにより通知する。また、選定された委託予定事業者については、同日、市ホームページにて公表する。

(2) 非選定理由の照会

非選定となった提案事業者は、書面（任意様式）により、直方市長に対して自身の「得点」及び「順位」についてのみ結果通知日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の正午までに「20 問い合わせ先（担当部署）」へ提出することで、照会することができる。

16. 審査結果後における辞退

審査結果後において委託予定事業者に選定された者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年3月29日告示第62号）に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

17. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 本要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積書の金額が本要領3に記載する予算額を超過した場合
- (7) 選定に係る評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

18. 契約締結

委託予定事業者と契約に向けた協議を行う。なお、委託予定事業者と契約内容等に関する協議が成立しないとき又は契約締結までに委託予定事業者が参加資格を失った場合は、次点の事業者を委託予定事業者に繰り上げ、契約の協議を行うものとする。

19. 注意点

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (2) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に利用しない。
- (3) 本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要経費は全て事業者の負担とする。
- (4) 委託予定事業者の決定に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (6) 本要領、仕様書及び各様式等は、市ホームページに掲載する。
- (7) 提案事業者が1事業者であっても、本プロポーザルは実施する。
- (8) 本プロポーザルに参加する事業者がいなかった場合は、ただちに公募を中止のうえ、新しいスケジュールで再度プロポーザルを公告、実施する。
- (9) 企画提案書その他提出資料は、直方市情報公開条例（平成31年条例第3号）に基づき公開の請求があった場合には、その対象となる。
- (10) 本要領に記載がない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。

20. 問い合わせ先（担当部署）

直方市教育委員会 教育部 教育総務課 規模適正化推進係

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 担当：田代

TEL：0949-25-2322

MAIL：n-kyoiku@city.nogata.lg.jp